



7-0017

0272

明治六年六月廿六日發

臺灣通商局

六月二十二日

一二三三

婦女誘拐者、住所氏名内地官廳  
一直接通信承認方稟申件

本邦無智、女ヲ誘拐シテ當港ニ來  
航スル要漢有之候証ハ本月十日  
公第ニ〇三號ヲ以テ申進置候處  
當港年來ノ商況不振ニ正當ナル商  
業者ヨリ其職業ヲ奪ヒ新渡航  
者ニ對シテハ、前ノ如ク容易ナク生計  
ノ方法ヲ失ハス意思篤約ナル本邦男  
児ヲシテ漸次墮落ノ境域ニ導キテ  
ニ無賴ノ徒トシ、職業者ノ手ニ依リテ

漸ク其口ヲ糊スルモノ多キニ至リ候ハ  
概シキニ次身ノ有之候而シテ是等無  
賴漢唯一ノ生計ハ實ニ本邦無智ノ  
少女ニ懸ルヲ以テ彼等ハ出來得ル限  
好餌ヲ捉ヘシト欲シ百方計策ヲ  
廻ラシ在本邦ノ誘拐者ト氣配ヲ通シ武  
汽船ニ依リ或ハ日本形ノ渡船等ニ依  
リ無智ノ少女ヲ誘致シ之ヲ奪食スル  
者日一日増加ノ勢有之候當館ニ於テハ  
其知渡リヨル者ニ對シテハ嚴ニ説諭ヲ  
加フルト毎に主事ヨリ法規ノ制裁之ニ伴  
サルヲ以テ彼等ハ怖トシテ擇ルルハ  
倫罪重ク公行致仕候去レハ是等要漢

増加ヲ防止シ格据者ヲ取降ラントセ  
 白船ニ於テ格据ノ嫌疑アリ者ノ住所  
 氏名格据ノ旅券等ヲ急連内地  
 係存格据ノ通知ニルト同時ニ船中  
 船地ヨリ敷笑七尾長崎等ノ船中  
 部一通告シテ格据婦士ノ乗航ニ停  
 止スル一ヲ得ハ終ハカ得等ノ飛要ヲ  
 減殺シ高港ノ気風ヲ改善スル事ヲ得  
 ンカト裡存候前事注義ハ上直接直行  
 事業認相成候様私度此処及前中  
 候致矣

明治廿六年八月十三日  
 在浦湖

在浦湖港日本...

貿易事務官以上迄彦  


外務大臣以上迄彦殿

總務官

印

文書課

印

明治 廿一年 五月 廿八日 起草  
同日發遣

主任

主任

86

文書課  
印

第八四號

陸軍省

大臣

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

三十八年六月十九日

外務省

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣